

【用語】 梁—築、川の瀬などで魚をとるための仕掛け 難有仕合—感謝すべき処置 場代—築場の使用料 何事—どんなことがら 苦難

—苦しみ、難儀

【解説】内陸国である上野国の水産業の漁場は河川と湖沼であった。

明治期の統計資料によれば、漁場としての河川は利根川・烏川・碓氷川・鏑川・神流川、湖沼は板倉沼（板倉町）・城沼（館林市）・近藤沼（同）などであつた。漁獲物では、鮎・鮒・鰯・鰐・鰆・鮓・雜魚などが多く、

このうち鮎は全漁獲量の約半分を占めていたが、その漁場は利根川上流域と鏑川・神流川であつた。漁法は釣り（友釣り）や投網のほか、築場による方法があつた。なかでも築漁は漁獲量が多かつたためか、築場の存在を知ることのできる資料もわずかではあるが残つてゐる。利根川筋の築場をみてみると、片品川や広瀬川を含めて前橋付近から上流域では、上久屋・岡谷・森下・川額（かわづけ）・岩本・棚下・津久田・樽・白井・渋川・八崎・田口・関根・荒牧・小出・岩神・総社などがあげられる。

この文書は文政十年（一八二七）六月、勢多郡川額村（利根郡昭和村）の四人が築場稼ぎを許可されたのを受けて、村役人へ差し出した築場の借用証文である。これによると、場代金三両を支払つてることがわかるが、元来、築を掛けるには領主の許可と運上金の納入が必要だつたのである。なお、沼田藩では上久屋村（沼田市）に藩公用とみられる「御築場小屋」が設置され、前橋藩でも棚下村（赤城村）・森下村（昭和村）・総社町給人屋敷分（前橋市）などに「御用築」が指定されていた。